

# 「大阪市立東桃谷小学校 学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、本校の学校教育目標である「『意欲的に活動する子ども』『学ぶ意欲をもち、主体的に学習に取り組む子ども』『自他を大切にする子ども』を育てる」ために「大阪市立東桃谷小学校 いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- (1) 「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識を教職員が共有し、常に危機感をもって児童の指導にあたるため、いじめ対策委員会を年10回以上実施する。
- (2) いじめ対策委員会を踏まえて、各学年の実態に応じた学級指導を適宜行う。
- (3) 年間3回以上のいじめ実態把握アンケートを児童対象に実施する。
- (4) 「日常の児童観察」「児童及び保護者からの訴え」「実態把握アンケート」等からいじめが疑われる事象を把握した場合、担任、学年担当、養護教諭等児童に関わる全ての教職員が共有し解決に向けての対応を速やかに実施する。
- (5) 家庭・地域、関係諸機関との連携を密にするとともに、必要に応じて協力を要請する。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという認識を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ① 児童が、落ち着いた学習環境の中で集中して学習できるよう、学級運営の基本的な事柄について共通理解を図り、どの学級でも同様に学習規律が守られるよう、全教職員で指導を徹底する。
- ② 全教員が学校の研究テーマに沿った研究授業を実施し、授業力の向上を図る。
- ③ 相互授業参観等を実施し、互いの学習指導や学級経営などを参考にし、自らの学級経営に生かすようにする。

## （2）自己有用感を高めるために

- ① 全教科・領域の指導を通して「互いの違いを認め合い・支え合い・つながり合う教育」の方針に沿って取組を進め、人とのつながりを大切にできる集団づくりを進める。
- ② 「学力向上アクションプラン」に基づき学力向上の取組を充実させる。
- ③ 「体力向上アクションプラン」に基づき体力向上の取組を充実させる。
- ④ たてわり活動を通じて異学年集団の交流を図り、それぞれの学年に応じて自分の役割を自覚できるようにするとともに他者とのつながりを感じられるようにする。

## （3）いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育・人権教育・学級活動の年間指導計画に基づいていじめを許さない・見逃さない雰囲気を醸成する。
- ② 道徳教育・人権教育・学級活動の年間指導計画にそって指導を進め、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組を充実させる。
- ③ 力による支配が、いじめを生むことを理解し、互いを信頼し尊敬しあう関係をもてるよう啓発する。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### ＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、客観的にありのままを認知する。

- (1) いじめ対策委員会、スクリーニング会議、生活指導部会、職員会議等で定期的に「児童の様子交流会」を実施し、各学年の児童の実態を教職員全体で共通理解する。
- (2) いじめ実態把握アンケートにより児童がいじめと感じている事案について、必要に応じて担任及び学年担当、養護教諭等が適切に聞き取り、実態把握を進める。
- (3) いじめ事案の解決に向けて、必要な場合は外部機関との連携を図りスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。
- (4) いじめ相談窓口の周知については、市教育委員会の周知文書が、確実に保護者に届くよう十分配慮する。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### ＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) 担任等がいじめを把握したときは、管理職に報告すると同時に速やかに対応する。

- (2) 校長は、担任等からの報告によりいじめを認識した場合は、解決に向け指導助言を行うとともに、必要に応じて校内委員会を開き対応策を協議する。管理職は、市教育委員会の指導助言が必要と判断した場合は、市教育委員会担当者に報告する。
- (3) 校内委員会において、解決が著しく困難と判断した事案については、警察とも連携を図り早期解決に向けての体制を整える。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

- ① 「東桃谷小学校 いじめ対策委員会」を設置し、全教職員を構成員とする。  
「東桃谷小学校 いじめ対策委員会」では、年度当初に「いじめに対する認識及び前年度からの児童の様子等について」共通理解を図る。
- ② いじめ事案を認識した場合は、「東桃谷小学校いじめ対策委員会」を設置し、校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育主担・養護教諭・当該児童担任及び関係教職員を構成員とする。  
「東桃谷小学校 いじめ対策委員会」は、把握したいじめ事案について早期解決を図るための方策を講じる。

### 【年間計画】

#### 「東桃谷小学校 いじめ対策委員会」

- 4月～5月・・・学校全体の現状把握  
毎月開催し、実態を共有する。
- 6～7月・・・実態把握アンケートの分析
- 11～12月・・・実態把握アンケートの分析
- 1～2月・・・実態把握アンケートの分析

### 【調査等】

- 6～7月・・・実態把握アンケート（年度当初学級実態等把握調査）
  - 11～12月・・・実態把握アンケート（中間学級実態等把握調査）
  - 1～2月・・・実態把握アンケート（次年度に向けての課題調査）
- ※上記に加え必要に応じて事態把握アンケートを実施する。

### 【研修会】

- 年間1回以上の人権教育研修会を実施する。
- 毎月の生活指導研修会（スクリーニング会議Ⅰ）を実施する。

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 「いじめ防止対策」に関わる国や大阪市の動向、学校の取組について、学校だよりやホームページ等により保護者に周知する。
- ② 「いじめ対策について」必要に応じて学校協議会で報告し、意見を求める。
- ③ 「いじめ対策」を進める上で校長が必要と判断した場合は、市教育委員会担当指導主事、警察等の支援を要請する。

### (3) 取組内容の検証

- 「教育活動のふりかえり中間評価・最終評価全体会」「運営の計画中間評価・最終評価全体会」の中で、「いじめ防止対策」を推進できているか評価・検証する。

## 7. 重大事案への対処

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合は、これを重大事案と捉え、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- (2) 重大事案があった場合、校長は「東桃谷小学校 いじめ対策委員会」を設置し、教育委員会に担当指導主事の派遣を要請し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮した上で、いじめられた児童保護者に適時、適切な方法で提供する。
- (4) 調査結果を教育委員会に報告し、結果を踏まえた必要な措置を講じる。

## 8. いじめ発見の際の流れ

